課題研究 刑罰としての拘禁の意味を問い返す

「長い近世」イギリスにおける刑罰の複数性

栗田和典静岡県立大学

〈要旨〉

イギリスでは1779年に懲治監獄法が成立し、1816年にミルバンク監獄が開設された。それゆえ、18世紀と19世紀の交に焦点をおいた刑罰改革の研究は多い。しかしながらその一方で、たとえば、1560年代に設立されたブライドウェル懲治院や1718年に成立した流刑は19世紀半ばまで継続した。刑罰の展開は長期的な視野から複数性のなかで検討する必要もある。刑罰と司法の試行をあとづけ、刑務所が選択される状況を検討する。

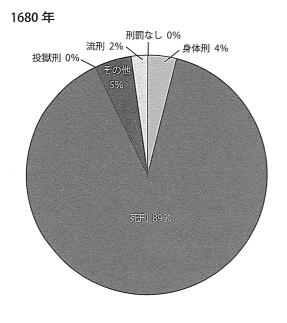
キーワード:懲治院、貧民対策、治安維持

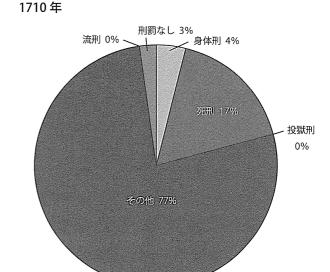
1 はじめに

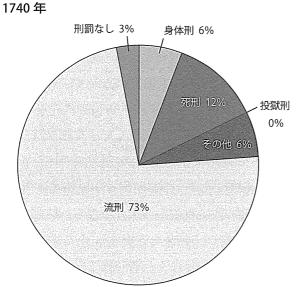
18世紀後半から19世紀はじめにかけてのイギリスは対外戦争と改革の時代として知られる¹⁾.アメリカ独立戦争(1775~83年)やフランス革命干渉戦争(1793年から休戦をはさんでナポレオンの没落した1815年まで)を経験し、いわゆる「産業革命」や都市化の進展、カトリック教徒解放(1829年)、第一次選挙法改正(1832年)がつづいた。このうち、アメリカ独立戦争は植民地の喪失という明白な敗北におわったので、ブリテン帝国が絶頂をすぎ、あとは下降線をたどるのみとおびえた同時代人もいた。危機感をつのらせたかれらは、政治と国民の腐敗を憂い、習俗の改革を目指し、奴隷貿易に反対の論陣をはった(Innes 2009b: 180-90; 坂下 1997: 144-8; 長谷川 2003: 9-11; 田村 2010).

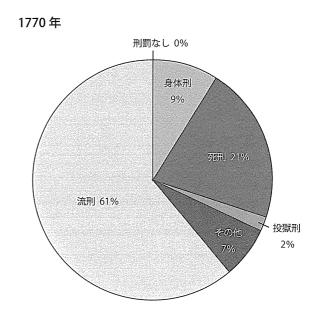
あいつぐ改革の実施(または改革言説の横溢) は司法や治安維持、刑罰の領域においても確認で きる. 議会制定法や首都のできごとにかぎっても、 1779年の懲治監獄法(19 George III, c. 79)の 成立、1783年のタイバン刑場の廃止、ニューゲト監獄の西側にひらけた街頭広場への刑場の移動、落とし台(New Drop)の採用による迅速な処刑および観衆の干渉の排除、1792年のミドルセクス州判事法(32 George III、c. 53)にもとづくロンドン市内7か所への有給治安判事の配置、1816年のミルバンク懲治監獄の開設、1829年の首都警察 (Metropolitan Police Force)の設置など、画期的なできごとが列挙される(Devereaux 2009: 127-74; Emsley 1983: 33-52, 1987、2007: 96-113; Ignatieff 1978: 143-206; 林田2002: 51-106).

ただし、司法改革や警察の設置、刑務所の建設を工業化や都市化と因果連関で直結させるのには困難が多い。たとえば、首都圏の刑事事件をさばいたオールド・ベイリの有罪判決²⁾を集計し、1680年から機械的に30年おきにならべてみると、工業化の画期であったはずの1780年代から1830年にかけて、投獄あるいは懲役刑に収斂する方向性は示されない。それが明確になるのは、日本の







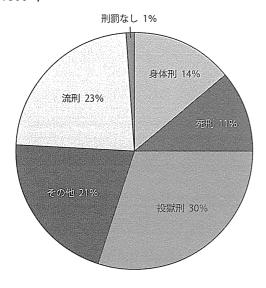


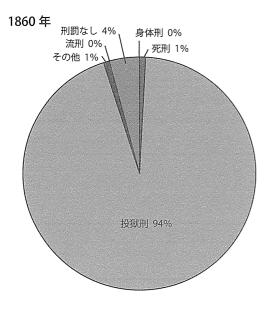
明治維新とおなじ1868年に公開処刑が廃止された前後からである。端的にいうなら、工業化にせよ、都市化にせよ、地域的な差異の大きな現象であり、連合王国という単位で展開された政策の背景であることは確実であっても、改革と関連づけるには、時間的・空間的にいくつもの説明のレヴェルを用意しなければならないのである。

円グラフで示した時期は複数の刑罰が並存していたと同時に,監獄にさまざまな範疇の収容者がいた.司法や警察,刑罰にかかわる改革をささえ

た活動のなかに民間人や庶民院委員会による調査があるが、なかでも、ジョン・ハワード(John Howard、1726-90)は国内外の監獄をみずから訪問し、一種のカタログをつくりあげて公刊した人物である。彼の『イングランドとウェールズにおける監獄の状態』には、各地の監獄(gaol)および懲治院(house of correction、bridewell)に収容された男女の債務者、重犯罪者、軽犯罪者の人数を示す一覧表が付されている。その第3版(1783年)をみると、一般に刑事犯の収容施設

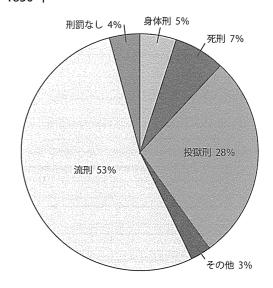
1800年





とされるロンドンのニューゲト監獄には、審理待機囚と死刑囚だけでなく、男女の債務者も収容されていたことがわかる。街頭の浮浪者や物乞い、売春婦などの軽犯罪者に麻打ちをはじめとする作業をさせたハル(Hull)の懲治院にも、債務者囚人を確認できる(Howard 1783: 488, 489)。前者はシティの刑事犯を収容する場所であったのと同時に、ミドルセクス州の債務者監獄でもあった制度に、後者は地域の統治者・当局者による利用方法、すなわち行政上の位置づけに混在の理由はもとめられる(栗田 2009, 2010)。

1830年



ハワードは、著作の叙述や一覧表に付された数 値を実情の由来をさぐる契機とせず、いわば反面 教師として利用して無分別な収容状態を強調し, 男女や囚人の種別にもとづく分房や懲治院におけ る強制労働の用意など、収容施設の整序化をうっ たえる根拠とした(Howard 1783: 4-43)³⁾. し かし、彼の改革言説から離れるなら、監獄の状態 はただ腐敗し、混乱をきわめ、ひたすら改革を 待っていたのではなく、各時代の文脈のなかで固 有の機能を有していた。以下では、労働による矯 正を実現しようとした懲治院=ブライドウェルを とりあげ、複数の刑罰が同時に存在し、複数の目 的をもった監獄(刑務所)が設置されていた体制 を素描したい4).いささか先取りして述べるなら、 重要なのは、当局者にとって監獄と懲治院はどの ような利用価値をいかなる時期に有していたかと いう観点である。

2 ブライドウェル院

1553年に設置され、56年から運営の開始されたロンドンの懲治院を、もともと王宮であった建物の名称から「ブライドウェル院(Bridewell

Hospital)」と呼ぶ(Weinreb and Hibbert 1985: art. Bridewell). おそらくここは、イングランド史における最初の矯正施設というべきものであり、収容の対象となったのは、飲酒、乱暴殺藉、瀆神行為、浮浪、淫らな性交などをはたらいた者たちであった。 猥雑にして不埒な民衆文化の規律化が18世紀なかばまでにおよぶ長い宗教改革(Long Reformation)と対抗宗教改革(Counter-Reformation,あるいはカトリック宗教改革)の本質的な要素の一つと考える立場があるが(小泉 1999: 147-70; Duffy 1998: 33-70; 岩井・指 2000: 202-7)、ブライドウェル院はこの社会的規律化の制度・組織的な尖兵の役割を担っていた。

1550年代のロンドンではブライドウェル院の ほかに四つの院が設置・再編され、相互の連携が 模索された。この背景にあったのは、16世紀の あいだに進行した都市化である. ロンドンの人口 は約5万人から20万人にまで増加した。つぎの 100年間にさらに3倍の増加を示し、17世紀末に は60万人弱に達してヨーロッパ最大級の都市と なる. その100年後の1801年には、増加率は低下 したものの、96万人という人口に達し、世界最 大級の規模となった (Clark 2000: 316, 650; 近 藤 1999: 157-9, 2007b: 3-5) . こうしたロンド ンの人口の増加現象は自然増というより, 生存手 段あるいは社会的上昇をもとめて地方から人びと が集中したことによる社会増が大きかったとされ る。しかし、上京してもなお雇用のえられない場 合があり、かれら、つまり、貧民や浮浪者への対 応が近世都市ロンドンの課題となった(Clark et al. 1976=1989: 95-122; スラック 2007: 11-16; Kitch 1986, Macfarlane 1986) . 16世紀なかば にとられた対策が五つの院 (hospital) =収容施 設の設置・指定であり、病気の貧民は「聖トマス 院(St Thomas's Hospital)」または「聖バーソ

ロミュー院(St Bartholomew's Hospital)」へ保護して治療し、貧民の孤児などは「クライスツ院(Christ's Hospital)」で基礎的な教育をあたえ、そして、「気狂い(mad)」とされた者は「ベツレム院(Bethlehem Hospital)」(通称ベドラム Bedlam)へと収容し、ブライドウェル院には労働可能な貧民を収監して麻打ちなどをおこなわせ、労働習慣を身につけさせる=矯正することにしたのであった。なお、この役割分担はクライスツ院が統括した(乳原 1998: 149, 212; Andrews et al. 1997: 61-5).

ブライドウェル院が当初の目的を実現できな かったことはあきらかである。同院が収容し矯正 するはずであった労働可能な貧民は、「怠惰で秩 序を害する(idle and disorderly)」と記録され た者たちであり、具体的には、「頑固な物乞い (sturdy beggars)」, 浮浪者, 極貧者を意味す る(栗田 1990: 74). 院の運営母体であったロ ンドンのシティ当局は域内の治安の確保を意図し, 収容によってかれらを路上から物理的に排除しよ うとした。しかし、「怠惰で秩序を害する」は拡 大解釈され, 酒飲みや賭けごとに熱中する職人, 不信心で不従順な徒弟、ふしだらな行為にはしる 女家事使用人のような雇用と住所のある者を懲戒 する施設として親方・雇用主が利用し, さらに, 産業訓練学校と職業案内所としての役割も期待さ れた (Beier 1985: 164-9; Innes 1987: 56-7; 佐 藤 1999). 収容者の範疇の拡大と転用,複合的 な施設としての期待から, ブライドウェル院は年 間に1560年代で400人、16世紀末に800人という 収容者への対応を余儀なくされ、収容期間は数日 から数週間にとどまった(Innes 1987: 57-8). 有期懲役が原則として1か月からとされる現代日 本の事情を想起するなら、この短期間に矯正が可 能であったとは考えにくい。

しかしながら、ロンドンばかりでなくイングラ

ンドのさまざまな州や都市において、懲治院という制度・組織は19世紀後半まで存続した。すなわち、1865年「監獄」と「懲治院」という区分が廃され、多目的な「地域監獄(local prison)」に統一されたあと、1877年、内務省の統括する全国的な監獄サーヴィス網が成立するまで、である(McConville 1995: 132-5)⁵⁾ . 懲治院の存在した300年あまりは刑罰の多元的な状態が継続し、犯罪を抑止できる刑罰が試行されつづけた期間とかさなる。

この期間の懲治院について注目すべき点はすく なくとも二つある。第一に、イングランドの懲治 院=ブライドウェルの設置数の多さである. 『監 獄の状態』においてハワードは、アムステルダム の矯正施設であった男性用の「研磨の館 (Rasphuis)」と女性用の「紡ぎの館 (Spinhuis)」を一種の模範としてとらえたが (Howard 1783: 44-66, esp. 55-63) , そのネー デルラントに設置された矯正施設は16世紀に19 か所をかぞえ、17世紀には27の都市が有した. 18世紀末のドイツ地域には44か所に矯正施設の 存在を確認できる. 他方, イングランドでは 1630年の時点で39の州 (county) すべてに懲治 院があり、州の運営するものだけで全国に70施 設以上、これと同数またはそれ以上を都市が設置 し、総計はおよそ170にのぼった。これは1576年 のいわゆる救貧法 (18 Elizabeth I, c. 3) が各州 に設置を義務づけたことによって促進された結果 である. 同法はまた, 懲治院=ブライドウェルの 運営を救貧税がささえる体制ももたらした (Innes 1987: 62-77) . それによって、救貧税 の徴収権限をもった治安判事が懲治院を利用でき るようになり、刑罰に選択肢の増加をもたらした. 治安判事は司法(四季法廷および巡回法廷の判 事) と警察(治安維持や犯罪予防)と民生(市場 や商店の営業規制,最低賃銀の裁定など)にひろ

く関与したので⁶⁾,懲治院は治安判事の管轄権におうじて多様な者たちを収容する場所となっていった.都市と農村で収容理由について一定の相違が見られたとはいえ,それ以外に懲治院のはたした役割や各地域で想定された位置づけの分類はむずかしい.治安判事にかぎらず,地方の当局者は懲治院を多目的に利用できる収容施設であるとみなし,そこへの収容をかれらのさまざまな命令にしたがわせる強制力としても利用した(Innes 1987: 68-70).弾力的に利用できる好都合な施設であったからこそ,各地で設置されたのである.もう一つの注目点は,1706年に刑事犯罪にた

もう一つの注目点は、1706年に刑事犯罪にたいして強制労働をともなう懲治院への収容(投獄)が法制化されたことである。これは、17・18世紀をつうじ、犯罪の抑止をもとめておこなわれた刑罰の実験・試行と関連する。節をあらためて検討しよう。

3 流刑と強制労働

ブライドウェル院が貧民対策の一環としてロン ドンに設置された16世紀なかばから後半は、一 方でイングランド議会が路上強盗、夜盗、家宅侵 入,掏摸,馬窃盗などの重犯罪(felony)を聖職 者特権(benefit of clergy)の適用から除外し、 所有権犯罪にたいする刑罰を強化した時期でも あった(たとえば、18 Elizabeth I, c. 7. Beattie 1986: 141-7, 161-72) . 聖職者特権は、14世紀 後半以降,違法行為者(1670年代までは男の み) が賛美歌第51番第1節を読める識字能力を 証明すれば、聖職者・教会関係者であるとみなさ れて世俗裁判所による刑事手続きと審理の対象で はなくなり, 死刑のない教会裁判所でさばかれた 原則に由来する. 実際には, 聖職者特権をみとめ られた有罪囚は親指に焼き印を押されるだけで閉 廷時に放免された. 反対にこの特権がみとめられ なければ、重犯罪の有罪評決はすなわち死刑であ

り、制定法によって聖職者特権が不適用 (nonclergyable) とされることは、当該の違法行為に たいする厳罰化を意味した. こうしたテューダ 朝・ステューアト朝期の議会がさだめた流血立法 (bloody code) は、18世紀に同様の死刑規定法 が増加しても, 現実の大半の起訴の根拠法であり つづけた (Innes et al. 1993: 240-50).

イングランドの司法は罪刑法定主義をとったと はいえ,被告人の年齢や性別,経済状況や家族構 成などを考慮し、陪審員が正式起訴状に記された 盗品の評価額をさげる減刑評決(partial verdict) をくだしたり、判事が恩赦請願をうな がしたりすることはあった (Beattie 1986: 419-30; King 2000: 232-7) . エリザベス 1 世期 にみられた厳罰化を司法の現場において行使され る裁量権が相殺する仕組みは1630年代までに確 立したが、しかし、そうではあっても、死刑につ ぐ刑罰, つまり, 減刑評決や条件つき恩赦をうけ た有罪者に科すべき刑罰の選択肢はすくなかった. 焼き印刑のほかには、 笞刑と晒し刑であり、 いず れも原則として公開で執行されたため、見物する 民衆の気分に左右され、違法行為の軽重に応じが たい身体刑であった (Shoemaker 2000, 2004). 17世紀から19世紀はじめにかけて、死刑を補助 し、犯罪の抑止効果を期待でき、確実に執行され る刑罰の試行がつづいた.

1630年代末からはじまったブリテン諸島の内 戦 (三王国戦争) 期には, 所有権犯罪にたいする 死刑の全廃が議会において主張された。200年ほ ども時代を先取りした提案は却下されたが、当然 のことながら, 死刑の代替刑の検討をともなって おり, 寛容な刑罰こそが公正かつ犯罪の抑止力と して効果的であり、さらに、労働体験のもたらす 矯正の可能性も考慮すべきものとされた (Beattie 2001: 280-2) . 北アメリカとカリブ 海の植民地の展開にも後押しされ、1660年代に

これらの議論を具体化した刑罰が、植民地におけ る労役をともなう流刑であった。有罪者の性別・ 年齢とは無関係に刑の執行が可能であり, (軽微 な) 所有権犯罪にたいする過重刑とはみなされに くく、さらには、浮浪者を物理的に路上から除去 し、労働体験による矯正を長期にわたってほどこ すことができるという理由, すなわち, 懲治院の 拡大再版という点からも流刑は期待された. 1663年から65年にかけて、聖職者特権の適用さ れる重犯罪および単純軽窃盗の有罪者に科す刑罰 とする法案や、死刑を流刑によって完全に代替さ せる法案などが議会に提出された (Beattie 2001: 291-3; Hoppit 1997: 64, 74)

しかし、1660年代末の時点では流刑はその実 施を制度的に担保されず、死刑の代替として考慮 すべき選択肢の一つにとどまった. 流刑囚のうけ いれを期待された植民地(ジャマイカ、バルバド ス,メリランド,ヴァージニアなど)において, 白人年季奉公人にかわる黒人動産奴隷の使用がは じまり、移送を請け負う海外貿易商が有罪囚をえ りわけて老齢者や病人を排除し, 中央政府には刑 執行の財源が不足したため、流刑の継続・定着と 規模の拡大は実現しなかった (Beattie 1986: 470-83, 2001: 294-6) . 刑罰の実験は名誉革命 期をはさんでかさねられ、相対的に安定するのは 1718年の犯罪者移送法(4 George I, c. 11. 川北 1990; Ekirch 1987) と19年の同推進法 (6 George I, c. 23. 栗田 2012: 127-8) の成立を待 たねばならなかった. 軽微な所有権犯罪=聖職者 特権の適用される重犯罪にたいする刑罰が、焼き 印刑以外に事実上は存在しない状態が依然として つづいた.

1718年までに実験された刑罰には、厳格化へ の回帰もみられた. 焼き印をつける位置が親指か ら「鼻に近い左頬のもっとも目立つところ (be burnt in the most visible part of the left cheek

nearest nose)」へ移され(10 & 11 William III, c. 23), 荷車の後部に縛りつけて公開で裸の 背中を鞭打つ刑を聖職者特権の適用される軽窃盗 にたいして科す判決が増加した (Beattie 1986: 485-7) . しかし、刑罰の体系全体の変更をここ ろみたという点で注目すべきは、1706年に成立 した議会制定法である(5 Anne, c. 6). 同法は, まず、焼き印を左頬から親指にもどし(第2条), ついで、識字能力の試験を廃止し(第4条),違 法行為の種類とは無関係に、個別の事件にそくし て聖職者特権をみとめることとした。そして、こ の措置によって、聖職者特権を適用される違法行 為者の増加が予想されたので、かれらのあらたな 処遇として、懲治院または労役所(public workhouse) へ収監し、6か月から2年までの刑 期に処する=労働を強制的に体験させる権限を判 事にあたえた(第2条、第3条)、貧民に規律を 強制する手段として用意された刑罰を、正式起訴 にもとづき、刑事上の重犯罪で有罪となった者た ちに科すことをはじめて承認したのである. 不道 徳が刑事犯罪に直結すると発想された17世紀末 から18世紀はじめ(栗田 2009: 63-4), 懲治院 の活用がくわだてられたのは、その150年ほど前 の設立の目的からすれば当然であったのかもしれ ない.

しかしながら、この「強制労働法(Hard Labour Act)」の体制は長くつづかなかった。1718年にロンドン市裁判官ウィリアム・トムスン(William Thomson、1678-1739)の提案にもとづいて流刑が確立すると、強制労働をともなう投獄刑の判決は減少し(Beattie 1986: 500-19、2001: 427-48)、さらに、1720年には裁判の待機囚を、従来のニューゲト、ウド 街、ポゥルトリの3監獄にくわえてブライドウェル院のような懲治院にも収容可能とする法律が制定された(6 George I, c. 19, section 2)、懲治院は留置場の

代用とされ、刑罰の場としての役割は決定的に後 退してしまった。

ところで、1688年にはじまった九年戦争(ア ウクスブルク継承戦争)から1815年におわるナ ポレオン戦争までの127年間は、単純に計算して 70年が戦時にあたる。この期間にイギリスは、 大陸ヨーロッパと植民地において、大きな人的動 員をかける必要のある戦争を経験した、数年単位 の対外戦争が終結をむかえ, 講和条約が締結され ると,造船や兵器などの軍需関連産業から大量の 解雇があり、そこに国外から兵士が復員してくる と、現代の研究者が「犯罪の波」と呼ぶ現象が発 生した、違法行為の正式起訴の件数、有罪評決と 死刑判決の件数, 実際に処刑が執行される件数, これらすべての増加である. 都市当局はこの体感 治安の低下を経験的に理解しており、平和の到来 とともに治安対策と犯罪抑止策をとった。九年戦 争期からはじまった犯罪の取り締まりのための報 酬金制度,スペイン継承戦争後の流刑法の制定, オーストリア継承戦争後のボウ街警ら団の設置お よび死刑の非公開化をめぐる議論, アメリカ独立 戦争後の刑場変更など、治安対策が戦争期から戦 後にかけて模索されたのである (Beattie 1986: 213-234, 2001: Introduction, 2006; Cox 2010; 栗田 2007: 55. 同時代人の認識として, Anon. 1701: 1, 21). 戦争の終結後の平和の時期は, 既存の刑罰にたいする不満がくり返し表明され、 再考がうながされた.

とくに、オーストリア継承戦争の終結(1748年)から七年戦争の開始(1756年)までの時期には、既存の刑罰が手ぬるいとされ、謀殺法(Murder Act, 25 George II, c. 37. Beattie 1986: 528-30; McGowen 2005: 203-4)が成立し、謀殺罪や強盗などの暴力をともなう凶悪な違法行為に絞首後の解剖と死体の四肢の晒しが規定された。公開処刑のキワモノ化である。既存の刑

罰のなかで圧倒的な割合を占めた流刑もまた,こ の時期に批判をうけた。流刑地からの不法帰国が 再犯者から判明したこと, 流刑先の植民地の生活 に幸福な将来が約束されたこと, イングランドの 人口が減少する不安が遍在したことなどが、その 論拠となった. 流刑は犯罪の抑止に非効率的であ ると断定され、アメリカ独立戦争のはじまる前, つまり, 流刑地を現実に喪失する以前から執行数 が急減していた (Beattie 1986: 538-44).

アメリカ独立戦争期から流刑にかわって登場し た/再評価されたのが投獄である。被告人を死刑 にすることのない穏当な刑罰こそが人びとに訴追 をうながし、 違法行為が野放しにされて増加した り、犯罪者が凶悪化したりすることを抑止できる、 という主張がまたも注目された (栗田 2012: 133-4; McGowen 2004: 219-26) . 1760年代 後半には、刑罰は違法行為の軽重に比例するべき であり、かつ、裁量権のはたらかない、一律の適 用が必要であると主張したベッカリーアの著作が 英語訳されて出版され(1767年),影響力を もった (Beattie 1986: 554-6) 7) 1775年には じまるアメリカ独立戦争が流刑囚の移送される場 所を喪失させると、60年ほど継続してきた流刑 体制は終焉をむかえ, 刑罰の試行が再開される (McGowen 2004: 223-7).

4 司法と刑罰と治安維持の流線型化

アメリカ独立戦争の前後から世紀末にかけて, 聖職者特権をみとめられた者への刑罰として焼き 印刑が復活した、巡回法廷では懲治院における強 制労働をともなう長期間(1706年法に規定され た6か月以上2年未満)の投獄,四季法廷では州 監獄などにおいて笞刑を科す短期(ほぼ3か月以 下) の投獄が判決された (Beattie 1986: 560-5) . 刑地を喪失したうえに政府の助成金が 終了しても(1772年)流刑判決は継続したので、

懲治院や監獄の収容者は増加しつづけた、その対 策として、1776年にとられたのが監獄船 (hulk) 制度である⁸⁾ . 監獄船に収容された者は 制服の着用を義務づけられ、テムズ川の浚渫労 働にあたった。1779年には懲治監獄法が成立し、 全国的な組織としての刑務所の端緒がひらかれた が、しかし、これはモデルの提示にとどまり、施 設は建設されなかった(Devereaux 1999). ア メリカ独立戦争が終結した1783年からは他の講 和条約の締結時とおなじく「犯罪の波」が生じ, 絞首刑の判決と執行の増加がみられた。そして、 1786年にはオーストラリア (のボタニ湾地域) が刑地として設定され,流刑が再開された (Beattie 1986: 592-601) . 臨機的に刑罰が試 行された時期であり、何か特定の思想、政策、あ るいは人物がこれを領導したと考えることはでき ない (Gatrell 1994: 237).

18世紀をつうじて考えるなら、判決の選択肢 に流刑が追加された一方, 廃止された刑罰はな かった、判事、治安判事、陪審、被害者=犯罪の 訴追者が犯罪の抑止などを考慮し、複数の刑罰か ら選択して適用すること, すなわち, かれらの裁 量権が維持されていた. しかし、18世紀末にな ると、裁量権には制限がくわわった。流刑地の喪 失はその最たるものであったが、間接的ではあっ ても都市における上品な態度の登場は身体刑の関 心と効果を薄れさせ、商工業の展開は路上を占拠 する見世物的な刑罰をビジネスの障碍として廃止 へ向かわせた (Shoemaker 2000: 125-8, 2003: 54-5, 2004: 236; Ashford 1969: 5; Gatrell 1994: 54) . そして、司法にかかわる裁量権そ のものが、法と正義を食い物にする「古き腐敗」 として改革言説の攻撃の対象となる(坂下 2011: 70) . 200あまりの違法行為に死刑を規定した 「流血立法」が整理されはじめた1820年代,各 州は周辺部にあった懲治院の閉鎖をはじめた。教

区や区が独自にコントロールしていた夜警は、首都警察にはじまる内務省直轄の治安維持機構に変貌してゆく(林田 2001: 81-106). 司法と刑罰と治安維持の体制に裁量権の余地がなくなり、全体の合理化(あるいは「流線型化(streamlined)」)がはじまる. これは、100年以上にわたった財政軍事国家の破綻という帰結でもあり、最小限国家化によって国家財政をたてなおす長い過程の端緒でもあった.

刑務所が刑罰の一元的な体制としてイギリスに姿をあらわすまでにはまだもう少しの時間がある. 刑務所は,近世のはじまりから用意されており,そして,犯罪の抑止という目的をもって実験・試行がつづけられてきたなかで残った,可能な刑罰の一つであった. ほかの選択肢も,死刑は公開・非公開について1860年代末まで議論され,オーストラリアへの流刑は1868年までつづいた. 債務者の収監は1970年代までおこなわれた. 刑罰としての刑務所は必然的ではなく,選択の結果であり,それ以外が構想されなくなったのでもない.

[注]

- 1) 近刊の入門書・概説書の記述では,たとえば,坂下 2010: 120-7, 2011: 51-78, esp. 65-70 など.いずれも,肥大した行財政機構をもつ軍事財政国家・戦争国家から自由主義国家への変貌を論じている.
- 2) オールド・ベイリ (Old Bailey) で年8回の開催をされた刑事巡回法廷および在監者刑事法廷の判決は、傍聴した速記者の記録にもとづき、The Proceedings of the Old Bailey というタイトルで出版された、1780年代までは公式記録とみなされないので、仮に『オールド・ベイリ裁判録』と訳す、1674年から1913年までのすべての出版物は、画像とテキストが http://www.oldbaileyonline.org/に登載され、無料で利用することができる.
- 3) その他の監獄調査として, Howard 1789; Parliament 1790, 1814 などを確認した.
- 4) 債務者監獄については, Innes 2009c; 栗田

- 1996; Brown 1996を参照.
- 5) 当該の制定法はそれぞれ, 28 & 29 Victoria, c. 126; 40 & 41 Victoria, c. 21.
- 6)治安判事の職務内容や権限について、同時代の案 内書 Dalton 1616 などを参照。研究書として標準 的なものは、Landau 1984. モラルのとりしまり との関係では、Shoemaker 1991 がある。
- 7) ただし、「犯罪の本性(Nature of Crime)」にふ さわしい刑罰という主張は1750年代はじめのイン グランドにすでに確認できる。
- 8) 16 George III, c. 43. 議会の議事の進行は, *Journals of the House of Commons*, xxxv, cols. 694, 700, 750, 754, 776-777, 791-792, 796, 800, 801, 809, 810.

「文献]

- Andrews, Jonathan, et al., 1997, *The History of Bethlem*, Routledge.
- Anon., 1701, Hanging, Not Punishment Enough for Murtherers, High-way Men, and House-Breakers, London.
- Ashford, E. B., 1969, *Tyburn Village and Stratford Place*, London.
- Beattie, John, 1986, Crime and the Courts in England 1660-1800, Clarendon Press.
- ————, 2001, Policing and Punishment in London, 1660-1750: Urban Crime and the Limits of Terror, Oxford University Press.
- ———, 2006, "Early detection: The Bow Street Runners in late eighteenth-century London," in Emsley, Clive, et al. (eds.), *Police Detectives in History*, 1750-1950, Ashgate: 15-32.
- Beier, A. L., 1985, Masterless Men: The Vagrancy Problem in England 1560-1640, Methuen.
- ———, et al. (eds.), 1986, London 1500-1700: The Making of the Metropolis, Longman.
- Brown, Roger Lee, 1996, A History of the Fleet Prison, London: The Anatomy of the Fleet, The Edwin Mellen Press.
- Clark, Peter, et al. (eds.), 1976, English Towns in Transition 1500-1700, Oxford University Press. (=1989, 坂田利夫訳『変貌するイングランド都市1500-1700年 都市のタイプとダイナミックス』三嶺書房)
- ——— (ed.), 2000, The Cambridge Urban History of Britain, Volume II 1540-1840, Cambridge Universi-

- ty Press.
- Cox, David J., 2010, A Certain Share of Low Cunning: A History of the Bow Street Runners, 1792-1839, Willan Publishing.
- Dalton, Michael, 1616, The Country Justice, containing the practice of the Justices of the Peace out of their Session, London.
- Devereaux, Simon, 1999, "The making of the Penitentiary Act, 1775-1779," *Historical Journal* 42: 405-33.
- ———, et al. (eds.), 2004, Penal Practice and Culture, 1500-1900: Punishing the English, Palgrave Macmillan.
- ———, 2009, "Recasting the theatre of execution: The abolition of the Tyburn ritual," *Past and Present* 202: 127-74.
- Duffy, Eamon, 1998, "The Long Reformation: Catholicism, Protestantism and the multitude," in Tyacke, Nicholas (ed.), *England's Long Reformation* 1500-1800, UCL Press: 33-70.
- Ekirch, A. Roger, 1987, Bound for America: The Transportation of British Convicts to the Colonies, 1718-1775, Clarendon Press.
- Emsley, Clive, 1983, *Policing and its Context 1750-1870*, Macmillan.
- ———, 1987, Crime and Society in England 1750-1900, Longman.
- ————, 2007, Crime, Police, and Penal Policy: European Experiences 1750-1940, Oxford University Press.
- Gatrell, V. A. C., 1994, The Hanging Tree: Executions and the English People 1770-1868, Oxford University Press.
- 長谷川貴彦, 2003, 「産業革命期のモラル・リフォメーション運動――バーミンガムの日曜学校の運動を事例として」『思想』946:4-30.
- 林田敏子, 2002, 『イギリス近代警察の誕生――ヴィクトリア朝ボビーの社会史』昭和堂.
- Hoppit, Julian (ed.), 1997, Failed Legislation 1660-1800: Extracted from the Commons and Lords Journals, The Hambledon Press.
- Howard, John, 1783, The State of the Prisons in England and Wales, Warrington.
- ————, 1789, An Account of the Present State of the Prisons, Houses of Correction, and Hospitals in London and Westminster, London.
- Ignatieff, Michael, 1978, A Just Measure of Pain: The Pen-

- itentiary in the Industrial Revolution 1750-1850, Columbia University Press.
- Innes, Joanna, 1987, "Prisons for the poor: English Bridewells, 1555-1800," in Snyder, Francis, et.al. (eds.), *Labour, Law, and Crime: An Historical Perspective*, Tavistock Publication: 42-122.
- ———, 1993, "The crime wave: Recent writing on crime and criminal justice in eighteenth-century England," in Wilson, Adrian (ed.), Rethinking Social History: English Society 1570-1920 and its Interpretation, Manchester University Press: 201-65.
- ———, 2009a, Inferior Politics: Social Problems and Social Policies in Eighteenth-Century Britain, Oxford University Press.
- ———, 2009b, "Politics and morals: The reformation of manners movement in later eighteenth-century England," in Innes, Joanna, 2009a: 179-226.
- ———, 2009c, "The King's Bench prison in the later eighteenth century: Law, authority, and order in a London debtors' prison," in Innes, Joanna, 2009a: 227-78.
- 岩井淳・指昭博(編),2000,『イギリス史の新潮流 ――修正主義の近世史』彩流社.
- King, Peter, 2000, Crime, Justice and Discretion in England 1740-1820, Oxford University Press.
- Kitch, M. J., 1986, "Capital and kingdom: migration to later Stuart London," in Beier, A. L., et al. (eds.), 1986: 224-51.
- 川北稔, 1990, 『民衆の大英帝国――近世イギリス社 会とアメリカ移民』岩波書店.
- 小泉徹, 1999, 「国家・教会・民衆――宗教改革と近世イギリス社会」樺山紘一ほか(編) 『岩波講座世界歴史16:主権国家と啓蒙』岩波書店: 147-170.
- 近藤和彦(編),1999, 『西洋世界の歴史』山川出版 社.
- -----・伊藤毅(編), 2007a, 『別冊都市史研究 江戸とロンドン』山川出版社.
- 栗田和典, 1990, 「18世紀イギリス史の新展開――犯 罪の社会史覚書き」99(9): 62-79.
- ———, 1996,「統治しがたい囚人たち――1720年代のロンドン・フリート債務者監獄」『史学雑誌』 105(8): 41-66.
- ------, 2007, 「民衆・犯罪・処刑」近藤和彦・伊

- 藤毅(編), 2007a:54-64.
- -------, 2009, 「報道と公論 ------ 死刑囚の伝記」, 大野誠(編) 『近代イギリスと公共圏』昭和堂: 47-72.

- Landau, Norma, 1984, *The Justices of the Peace*, 1679-1760, University of California Press.
- Macfarlane, Stephen, 1986, "Social policy and the poor in the later seventeenth century," in Beier, A. L., et al. (eds.): 252-77.
- McConville, Sean, 1995, "The Victorian prison: England, 1865-1965," in Morris, Norval, et al. (eds.), The Oxford History of the Prison: The Practice of Punishment in Western History, Oxford University Press: 131-67.
- McGowen, Randall, 2004, "The problem of punishment in eighteenth-century England," in Devereaux, Simon, et al. (eds.): 210-31.
- ———, 2005, "Making example and the crisis of punishment in mid-eighteenth-century England," in Lemmings, David (ed.), *The British and their Laws in the Eighteenth Century*, The Boydell Press: 182-205.
- Parliament, 1790, Report of the Sub-Committee respecting the Improvements which have been lately made in the Prisons and Houses of Correction in England and Wales, London.
- Parliament, 1814, Report from the Committee on the State of the Gaols of the City of London, &c., London.
- 坂下史, 1997, 「国家・中間層・モラル――名誉革命 体制成立期のモラル・リフォーム運動から」『思 想』879:140-65.

- スラック, ポール (一柳峻夫訳), 2007, 「メトロポ

- リスの勃興とロンドンの認識——1600~1750年」 近藤和彦・伊藤毅(編), 2007a:11-23
- 佐藤清隆,1999, 「近世前期ロンドンの『秩序』と『無秩序』――浮浪・酒場・騒擾を中心として」イギリス都市・農村共同体研究会(編)『巨大都市ロンドンの勃興』刀水書房:64-100.
- Shoemaker, Robert B., 1991, Prosecution and Punishment: Petty Crime and the Law in London and Rural Middlesex, c. 1660-1725, Cambridge University Press.
- ————, 2000, "The decline of public insult in London 1660-1800," *Past and Present* 169: 97-131.
- ———, 2003, "Public spaces, private disputes? Fights and insults on London's Streets, 1660-1800," in Hitchcock, Tim, et al. (eds.), *The Streets of London:* From the Great Fire to the Great Stink, Rivers Oram Press: 54-68.
- ———, 2004, "Streets of shame? The crowd and public punishments in London, 1700-1820," in Devereaux, Simon, et al. (eds.), 2004: 232-57.
- 田村理,2010,「イギリス奴隷貿易廃止運動史研究の 射程――「ウィリアムズ理論」,「モラル資本」 論をこえて」『北大史学』50:88-110.
- 乳原孝, 1998, 『エリザベス朝の犯罪者たち――ロンドン・ブライドウェル矯正院の記録から』嵯峨野書院.
- Weinreb, Ben, et al. (eds.), 1985, *The London Encyclope-dia*, Macmillan.

E-mail: kurita@u-shizuoka-ken.ac.jp

Penal Pluralism in the "Long Early Modern" England

Kazunori Kurita

(University of Shizuoka)

In Britain, the Penitentiary Act was passed in 1779, and the Milbank Penitentiary was opened in 1816. Studies in the reform of punishment, therefore, focused on the period of the late 18th and the early 19th centuries. However, the Bridewell Hospital, established in the 1560s, and the convict transportation system authorized in 1718, continued until the mid-19th century. It is necessary to consider reform from a long-term perspective. The author attempts to trace several punishment trials, and puts emphasis on the ways by which local authorities had tackled with crime and poverty.

Key words: Bridewell, Poor Laws administration, Policing